**令和６年度第２回西和賀町奨学生募集要項**

1. 趣旨

　　経済的な理由により修学困難な者に対し学資の貸与を行い、将来有用な人材を育成する。

1. 申込資格
2. 西和賀町に住所を有する者の子女（職務上その他やむを得ない事情により、町外に住所を有する者の子女も含む。）
3. 令和６年９月に高等学校以上の学校に在学する者
4. 経済的理由により修学困難と認められる者

３．貸与月額

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 貸与月額 |
| 高等学校 | ２万円以内 |
| 高等専門学校・専修学校 | ３万円以内 |
| 大学院・大学・短期大学 | ６万円以内 |

４．貸与期間、貸与方法

在学する学校の正規の修学期間を貸与します。休学、転学等の期間は貸与できません。

奨学生本人の口座に毎月５日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に振り込みます。

５．提出書類

　　提出書類の奨学金貸与申請書は沢内庁舎町民課又は湯田庁舎学務課に備えてあります。

　①　奨学金貸与申請書（様式１）

　　（連帯保証人のうち１人は申請者の保護者、他の１人は独立の生計を営む（同一世帯でない）者とします。）

②　令和６年９月以降の在学証明書

③　令和５年度学業成績証明書

　④　健康診断書

（各病院の任意様式又は、１年以内に学校で受診した健康診断票の写しに学校長が原本証明したものでも可能です。）

⑤　世帯全員の住民票

⑥　振込口座の通帳の写し

（名義は学生本人のものに限ります。金融機関、口座番号のわかる部分をコピー願います。）

　⑦　離職票（保護者が失業又は解雇された場合のみ必要です。）

６．受付期間、提出先

令和６年９月20日（金）から令和６年10月10日（木）までに湯田庁舎：教育委員会学務課又は沢内庁舎：町民課窓口へ提出してください。

７．選考・選考結果通知方法

奨学金貸与選考委員会の審査と予算の範囲内で町長が決定します。

選考の結果は11月上旬に郵送で通知します。貸与が決定した方には**宣誓書と連帯保証人２人の印鑑登録証明書**を提出していただきます。

８．奨学金返還方法

（１）　返還開始は卒業、退学、奨学金の辞退、奨学金の廃止後に提出していただく奨学金借用証書及び奨学金返還明細書により、年賦・半年賦・月賦の方法で返還していただきます。

（２）　返還期間は**10年以内で全額返還**していただきます。**無利子**です。繰り上げて返還することもできます。

（３）　奨学生が更に上級校に進学したときは、その在学期間中奨学金の返還を猶予することができます。卒業後は８-（１）の手続きにより返還していただきます。

９．その他

（１）　貸与が決定した以降に奨学生や連帯保証人に異動があった場合は、西和賀町教育委員会学務課へ連絡が必要です。

（２）　継続貸与手続きのため、毎年度末に学業成績証明書を提出していただきます。

西和賀町奨学金は西和賀町奨学金貸与基金を原資として、貸与を終了した方からの返還金で運用し、新たに奨学金を必要とする方へ貸与しております。

問い合わせ先

　　西和賀町教育委員会学務課奨学金担当

〒029-5512西和賀町川尻40-40-71

電話　０１９７－８２－２１１６